受給権者（被保険者である受給権者（第七十八条の六第一項の規定により読み替えられた第七十八条第一項の標準報酬月額（以下「離婚時の標準報酬月額」という。）の改定が行われた場合にあつては、改定後の標準報酬月額）の属する月前における旧農林共済組合員期間の標準報酬月額（以下「旧農林標準報酬月額」という。）の計算の基礎となつた旧農林共済組合員期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該旧農林標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して三年を経過するまでの間に被保険者の資格を取得しないとき（当該受給権者が当該期間内に被保険者の資格を取得しないまま死亡したときを含む。）は、当該受給権者（当該期間内に被保険者の資格を取得しないまま死亡したときは、当該受給権者の遺族）の請求により、当該旧農林標準報酬月額を、当該旧農林標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日における厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額（当該旧農林標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該旧農林標準報酬月額）とみなして、職共済年金等の受給権者についての職共済年金等の額の改定（以下「改定」という。）を行う。

二　被保険者である退職共済年金等の受給権者（離婚時の標準報酬月額（次号に掲げる場合にあつては、離婚時の標準報酬月額に係る改定が行われた場合にあつては、改定後の離婚時の標準報酬月額）を取得した月前の被保険者期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して三年を経過するまでの間に被保険者の資格を取得しないとき（当該受給権者が当該期間内に被保険者の資格を取得しないまま死亡したときを含む。）は、当該受給権者（当該期間内に被保険者の資格を取得しないまま死亡したときは、当該受給権者の遺族）の請求により、当該離婚時の標準報酬月額を、当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日における厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額（当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該離婚時の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

三　被保険者である退職共済年金等の受給権者（次号に掲げる場合にあつては、被保険者の廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る改定が行われた場合にあつては、改定後の廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額）を取得した月前の被保険者期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して三年を経過するまでの間に被保険者の資格を取得しないとき（当該受給権者が当該期間内に被保険者の資格を取得しないまま死亡したときを含む。）は、当該受給権者（当該期間内に被保険者の資格を取得しないまま死亡したときは、当該受給権者の遺族）の請求により、当該廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額を、当該廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日における厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額（当該廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

四　被保険者である退職共済年金等の受給権者（第一号に掲げる場合にあつては、離婚時の標準報酬月額に係る改定が行われた場合にあつては、改定後の離婚時の標準報酬月額）を取得した月前の被保険者期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の属する月の翌月から起算して三年を経過するまでの間に被保険者の資格を取得しないとき（当該受給権者が当該期間内に被保険者の資格を取得しないまま死亡したときを含む。）は、当該受給権者（当該期間内に被保険者の資格を取得しないまま死亡したときは、当該受給権者の遺族）の請求により、当該離婚時の標準報酬月額を、当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日における厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額（当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該離婚時の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

職共済年金等の受給権者についての職共済年金等の額の改定（以下「改定」という。）が行われた場合（離婚時の標準報酬月額に係る改定が行われた場合を除く。）当該受給権者がその改定に係る旧農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該受給権者の請求により、当該旧農林共済組合員期間の標準報酬月額を、当該旧農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日における厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額（当該旧農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該旧農林共済組合員期間の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

二　被保険者である退職共済年金等の受給権者（離婚時の標準報酬月額（次号に掲げる場合にあつては、離婚時の標準報酬月額に係る改定が行われた場合にあつては、改定後の離婚時の標準報酬月額）を取得した月前の被保険者期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該離婚時の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

三　被保険者である退職共済年金等の受給権者（次号に掲げる場合にあつては、被保険者の廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る改定が行われた場合にあつては、改定後の廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額）を取得した月前の被保険者期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

四　被保険者である退職共済年金等の受給権者（第一号に掲げる場合にあつては、離婚時の標準報酬月額に係る改定が行われた場合にあつては、改定後の離婚時の標準報酬月額）を取得した月前の被保険者期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該離婚時の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

を

「改定する。

改定する。

一　退職共済年金等の受給権者（離婚時の標準報酬月額（次号に掲げる場合にあつては、離婚時の標準報酬月額に係る改定が行われた場合にあつては、改定後の離婚時の標準報酬月額）を取得した月前の被保険者期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該離婚時の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

二　被保険者である退職共済年金等の受給権者（離婚時の標準報酬月額（次号に掲げる場合にあつては、離婚時の標準報酬月額に係る改定が行われた場合にあつては、改定後の離婚時の標準報酬月額）を取得した月前の被保険者期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該離婚時の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

三　被保険者である退職共済年金等の受給権者（次号に掲げる場合にあつては、被保険者の廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る改定が行われた場合にあつては、改定後の廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額）を取得した月前の被保険者期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該廃止前農林共済組合員期間の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

四　被保険者である退職共済年金等の受給権者（第一号に掲げる場合にあつては、離婚時の標準報酬月額に係る改定が行われた場合にあつては、改定後の離婚時の標準報酬月額）を取得した月前の被保険者期間（旧農林共済組合法附則第四条の規定により旧農林共済組合員期間とみなされた期間を含む。）を有する場合であつて、当該受給権者が当該離婚時の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該離婚時の標準報酬月額）とみなして、改定を行う。

職共済年金等の受給権者についての職共済年金等の額の改定が行われた場合（離婚時の標準報酬月額に係る改定が行われた場合を除く。）当該受給権者がその改定に係る旧農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該受給権者の請求により、当該旧農林共済組合員期間の標準報酬月額を、当該旧農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日における厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額（当該旧農林共済組合員期間の標準報酬月額に係る被保険者の資格を喪失した日の前日において厚生年金保険の被保険者でないときは、当該旧農林共済組合員期間